

# 中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2020年10月

JBS Newsletter  
2020年12月08日

## Contents

### 税務法規

- ▶「株式の無償譲渡などに係る增值税政策の明確化に関する公告」(財政部、国家税务总局公告[2020]40号) (“40号公告”)

### 商務法規

- ▶「『適格海外機関投資家及び人民元適格海外機関投資家の国内証券先物投資に関する管理弁法』(中国証券監督管理委員会、中国人民銀行、國家外貨管理局令[2020]176号) (“176号令”)

- ▶「『適格海外機関投資家及び人民元適格海外機関投資家の国内証券先物投資に関する管理弁法』の実施に関する問題についての規定」(中国証券監督管理委員会公告[2020]63号) (“63号公告”)

- ▶「中国外商投資報告2019」

- ▶「深圳における中国の特色ある社会主义先行モデル区の建設についての総合改革試験の実施方案(2020-2025年)」ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2020年10月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2020年 10月16日 第2020040号
- ▶ 2020年 10月23日 第2020041号
- ▶ 2020年 10月30日 第2020042号

Japan Business Servicesグループで、2020年10月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税务及投资法规速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

- ▶ 「株式の無償譲渡などに係る増価税政策の明確化に関する公告」(財政部、国家税務总局公告[2020]40号) (“40号公告”)

### 概要

財政部及び国家税務总局は2020年9月29日付で40号公告を公布し、以下の増価税政策について明確にした。

#### 第一条 株式の無償譲渡

##### 増価税政策

「営業税に代えて増価税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」(財税[2016]36号) (“36号通達”)の付属文書2によると、金融商品の譲渡は、売却価格から購入価格を差し引いた後の残額を、増価税額を計算する際の売上高とする。40号公告では、譲渡側が株式を無償譲渡する場合、当該株式の購入価格を売却価格として、“金融商品の譲渡”として増価税を計算すると規定している。

$$\text{譲渡側の増価税納税額} = (\text{売却価格} - \text{購入価格}) \times 6\% = 0$$

譲受側が上記の株式を再譲渡する際には、元の譲渡者の売却価格を購入価格として、“金融商品の譲渡”として増価税を計算する。

$$\text{譲受側の再譲渡に係る増価税納税額} = (\text{売却価格} - \text{元の譲渡者の購入価格}) \times 6\%$$

### 適用範囲

36号通達の付属文書3では、個人(自然人及び個人経営者を含む)が金融商品の譲渡に従事する場合、増価税を免除すると規定している。そのため、個人は40号公告における“譲渡側”に該当しない。

また、40号公告の原文における“株式譲渡”は上場企業の株式を指し、非上場企業の持分の譲渡は増価税の課税範囲に含まれない。

よって、上記の株式の無償譲渡に係る増価税政策は、上場企業の株式を無償譲渡する企業納税者のみに適用される。

### その他の税金と検討事項

増価税のほか、上記の譲渡は企業所得税及び印紙税にも関わる可能性がある。これについて、次の例において説明する。

#### 企業が株式を他の企業に無償譲渡する場合

関連する税金	納税者	税務上の影響
増価税	譲渡側	ゼロ
企業所得税	譲渡側	当該取引は、みなし販売 <sup>1</sup> として企業所得税を納付するか、または特殊税務処理を適用する(関連の要件を満たす場合) <sup>2</sup>
	譲受側	譲受側は、実際に株式を受け取った日に受贈収入を認識するか、または特殊税務処理を適用する(関連の要件を満たす場合) <sup>2</sup>
印紙税	譲渡側	譲渡側は、取引額の0.1%の印紙税を納付するが、取引額がゼロのため、印紙税もゼロとなる

#### 企業が株式を個人に無償譲渡し、個人がさらにこれを他の企業に譲渡する場合

##### 取引1：企業から個人への譲渡

関連する税金	納税者	税務上の影響
増価税	譲渡側(企業)	ゼロ
企業所得税	譲渡側(企業)	当該取引は、みなし販売 <sup>1</sup> として企業所得税を納付する
個人所得税	譲受側(個人)	譲受側は、実際に株式を受け取った日に受贈収入を認識し、かつ個人所得税を納付する
印紙税	譲渡側(企業)	譲渡側は、取引額の0.1%の印紙税を納付するが、取引額がゼロのため、印紙税もゼロとなる

## 取引2:個人から他の企業への再譲渡

関連する税金	納税者	税務上の影響
增值税	譲渡側(個人)	免税 <sup>3</sup>
個人所得税	譲渡側(個人)	免税 <sup>4</sup>
印紙税	譲渡側(個人)	譲渡側は、取引額の0.1%の印紙税を納付する

実務においては、各取引を行う前に潜在的な税務リスク(たとえば、合理的な事業目的があるか否か)を十分に検討する必要がある。

### 第二条・金融機関の利息に対する増価税の免除

2019年8月20日以降、金融機関が小型企業、超小型企業及び個人経営者向けに1年超5年未満の少額融資を行い、取得した利息収入は、中国人民銀行が授権した全国銀行間資金調達センターの公表する期間1年のプライムレートまたは期間5年以上のローンプライムレートを選択し、「金融機関の小・超小型企業向けの融資に係る利息収入の増価税免除政策に関する通知」(財税[2018]91号) (“91号通達”)に基づき、2020年12月31日まで増価税を免除することができる。

### 第三条・土地の収用

40号公告では、土地の所有者が法に基づき土地を収用し、かつ土地の使用者に土地及び関連する有形動産、不動産に対する補償金を支払う行為は、36号通達の付属文書3に規定する“土地の使用者が土地使用権を土地の所有者に返還すること”、すなわち増価税の免税項目に該当することを明確にしている。

40号公告は、公布日(2020年9月29日)、金融機関の利息の増価税免除に関する規定を除く)に発効し、すでに発生したが、まだ処理をしていない事項にも適用される。

<sup>1</sup> 「企業の資産処分に係る所得税の処理問題に関する通知」(国税函[2008]828号) (“828号通達”) 及び「企業所得税に関する問題についての公告」(国家税務局公告[2016]80号) (“80号公告”)に基づき、株式の無償譲渡は販売とみなし、公正価値により収入を確定しなければならない。

<sup>2</sup> 80号公告では、要件を満たす持分、資産の譲渡行為は、「企業再編の促進に係る企業所得税の処理問題に関する通知」(財税[2014]109号) (“109号通達”)における特殊税務処理を適用できるとしている。

<sup>3</sup> 36号通達の付属文書3によると、個人(自然人及び個人経営者を含む)が金融商品の譲渡に従事する場合、増価税が免除される。

<sup>4</sup> 上場企業の株式とは、普通株式(すなわち上海、深圳証券取引所に上場している企業の株式)のみを指す。「個人の株式譲渡所得に係る個人所得税の一時的免除の継続に関する通知」(財税[1998]61号) (“61号通達”)によれば、個人が上海、深圳証券取引所において、公募により、または流通市場で取得した上場企業の株式を譲渡することによって得た所得は、引き続き個人所得税が免除される。

40号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5157154/content.html>

36号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2043931/content.html>

828号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810765/n812171/n812685/c1191057/content.html>

80号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2410266/content.html>

109号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1451490/content.html>

61号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c1226/content.html>

## 商務法規

- ▶ 「適格海外機関投資家及び人民元適格海外機関投資家の国内証券先物投資に関する管理方法」(中国証券監督管理委員会、中国人民銀行、国家外貨管理局令[2020]176号) (“176号令”)

- ▶ 「『適格海外機関投資家及び人民元適格海外機関投資家の国内証券先物投資に関する管理弁法』の実施に関する問題についての規定」(中国証券監督管理委員会公告[2020]63号) (“63号公告”)

## 概要

資本市場のさらなる開放のために、国家外貨管理局、中国人民銀行及び中国証券監督管理委員会は2020年9月25日付の176号令により、「適格海外機関投資家及び人民元適格海外機関投資家の国内証券先物投資に関する管理弁法」(“管理弁法”)を公布した。また、中国証券監督管理委員会は同日付で63号公告を公布し、「管理弁法」の関連事項について明確にした。「管理弁法」及び63号公告はいずれも2020年11月1日より施行される。

「管理方法」及び63号公告における主な内容は次のとおりである。

### 参入基準の引下げ

「管理弁法」によると、適格海外機関投資家(QFII)及び人民元適格海外機関投資家(RQFII)(“適格海外投資家”)の資格及び制度が統合され、海外機関は1つの資格を取得すれば、外貨またはオフショア人民元により投資を行うことができるようになる。

それに伴い、関連の申請手続き、提出書類及び承認手続きも簡素化される。申請者は、オンラインで申請書に記入のうえ、QFII/RQFIIの資格を申請し、かつ国内のカストディアンを通じて書類を提出する。

### 投資範囲の拡大

「管理弁法」により、適格海外投資家が投資できる証券及び金融デリバティブの範囲が拡大された。それには、全国中小企業株式譲渡システムの上場証券、プライベートファンド、金融先物、商品先物、オプションなどが含まれるが、これらに限られない。

### 持続的なモニタリングの強化

63号公告によれば、カストディアン、証券会社、先物会社は、適格海外投資家の取引行為、口座資金の出入金状況を持続的に監督し、異常な状況及び法規違反行為について、速やかに中国証券監督管理委員会、人民銀行及び国家外貨管理局に報告しなければならない。

また、証券先物取引所、証券登記決済機関、証券先物市場監督機関は、定期的に適格海外投資家の国内での投資状況を中国証券監督管理委員会に報告しなければならない。

国家外貨管理局、中国人民銀行及び中国証券監督管理委員会は、適格海外投資家の国内での証券先物への投資状況に対するモニタリングも強化し、情報共有メカニズムを確立する。

「管理弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.csfc.gov.cn/pub/zjhpublic/zjh/202009/t20200925\\_383650.htm](http://www.csfc.gov.cn/pub/zjhpublic/zjh/202009/t20200925_383650.htm)

63号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.csfc.gov.cn/pub/zjhpublic/zjh/202009/t20200925\\_383651.htm](http://www.csfc.gov.cn/pub/zjhpublic/zjh/202009/t20200925_383651.htm)

## ▶ 「中国外商投資報告2019」

### 概要

商務部は、「中国外商投資報告2019」(“2019年報告”)を公布した。「2019年報告」の年次テーマは“投資環境の最適化”であり、主に2018年の中国における外商投資の概況、発展の状況、政策措置、重点的なプラットフォーム、サービスシステム、企業事例などの内容を紹介している。主な要点は次のとおりである。

### 2018年の外商投資の概況

2018年に中国で外国投資者の投資により新たに設立された企業は60,533社であり、前年比69.8%増で、増加幅は前年度に比べ42ポイント上がった。外資の実際利用額は1,349.7億米ドル(銀行、証券、保険分野における外資の実際利用額を含まない)で、前年比3%増であった。

グローバルのクロスボーダー投資が最低の水準に落ち込む中で、中国の吸収した外資の増加幅は過去2年間とほぼ同水準で、外資の実際利用額も安定的な成長を続けていることは注目に値する。

### 発展の状況

外国投資者の投資した業種の分布を見ると、第一次、第二次産業の外商投資企業数は減少傾向にあるが、第三次産業が占める割合は増加している。外資を吸収する産業の構造は持続的に最適化され、ハイテク製造業の外資利用は量、質とも向上し、ハイテクサービス業の外商投資企業の成長が第三次産業(サービス業)への投資をリードしている。

### 政策措置

2018年以降、中国は各分野で全面的な開放拡大を積極的に推進し、“放管服”的改革を深化させ、持続的に投資環境の最適化を図り、開放プラットフォームを積極的に構築してきた。

具体的な措置には、外資参入ネガティブリストにおける制限措置項目の持続的な削減、「外商投資法」、「中国(海南)自由貿易試験区全体方案」及び「広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要」などの法令の公布が含まれる。

### 重点的な開放プラットフォームの構築

2018年に、中国は自由貿易試験区、国家级経済開発区、辺境経済合作区、越境経済合作区などの重点的な対外開放プラットフォームの改革・イノベーションを強力に推し進め、深化させるとともに、投資環境を絶えず最適化し、良好な発展の情勢を形成して、それらのことが経済社会の発展に積極的な役割を果たした。

### 外商投資の促進と保護

2019年に公布された「外商投資法」により、外商投資の参入、促進、保護、管理に関する基本的な制度的フレームワークと規則が確立された。

中国の外商投資企業や潜在的な投資の意向を有する投資家は、「2019年報告」を参照することにより、関連する政策の詳細について確認することができる。

「2019年報告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://images.mofcom.gov.cn/wzs/202008/20200819101923422.pdf>

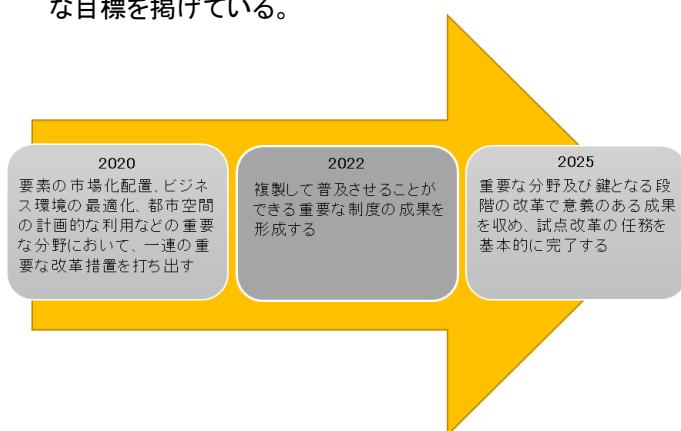
- ▶ 深圳における中国の特色ある社会主义先行モデル区の建設についての総合改革試験の実施方案(2020-2025年)」

### 概要

2020年10月11日、国務院弁公庁及び中国共産党中央弁公庁は共同で「深圳における中国の特色ある社会主义先行モデル区の建設についての総合改革試験の実施方案(2020-2025年)」(「実施方案」)を公布した。

「実施方案」の公布に伴い、中国の特色ある社会主义先行モデル区の建設を支持することを目的として、中央政府はより多くの自主権を深圳に与えることになった。

「実施方案」では、深圳のために次のような3段階の主要な目標を掲げている。



「実施方案」の主な内容は以下のとおりである。

#### 公平で開放的な市場環境のさらなる整備

- ▶ 深圳での市場参入規制の緩和に係る特別措置リストを制定し、エネルギー、電気通信、公共事業、交通運輸、教育などの分野での市場参入規制を緩和する。
- ▶ 最先端の技術分野への外商投資の参入制限をさらに緩和する。
- ▶ 破産の制度とメカニズムの総合的な改革を推進する。

#### 資本市場の建設に関わる試験

- ▶ 創業板(新興企業向け市場)の改革を推進し、登録制を試験的に実施する。
- ▶ 革新企業が国内で株券または預託証券(CDR)を発行することを試験的に認める。
- ▶ 新三板(店頭市場)登録企業が上場のために市場を切り替えるメカニズムを確立する。
- ▶ プライベートファンドの市場参入環境を最適化する。
- ▶ ベンチャーキャピタル企業の市場参入及び発展環境の最適化を模索する。
- ▶ 法規に基づき、インフラ分野の不動産投資信託基金(REIT)の試験を展開する。

#### 金融業及び海運業の対外開放の拡大

- ▶ 深圳にある適格の国内企業による海外上場を支持する。
- ▶ 人民元と外貨を合わせたクロスボーダーのブーリング業務の試験を展開する。
- ▶ 適格の外資金融機関が深圳で法に基づいて証券会社、ファンドマネジメント会社を設立することを支持する。
- ▶ 適格の外資機関が深圳で法に基づいて支払業務の許可証を取得することを支持する。
- ▶ 國際的な基準に沿った金融規則のシステム構築を推し進める。
- ▶ 國際船舶登録制度の改善を模索する。
- ▶ 深圳に国際航行船舶の保税給油の許可権限を与える。

#### ハイエンド外国人材の入国の利便化

- ▶ 適格の外国人にRビザを発給し、出入国の便宜を図る。
- ▶ 外国人の就労許可及び就労目的の在留許可の承認手続きの最適化を模索する。

関連部門は今後、さらに関連の措置に関する規定を公布するものと見込まれる。

「実施方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/2020-10/11/content\\_5550408.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2020-10/11/content_5550408.htm)

- ▶ 「長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区において政府が認可する投資プロジェクト目録」(滬府規[2020]19号)

## 概要

「長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区全体方案」(「全体方案」)を徹底して実施するため、上海市、江蘇省、浙江省の2省1市の人民政府は2020年8月28日付で、「長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区において政府が認可する投資プロジェクト目録(2020年版)」(「認可目録」)を公布した。

「認可目録」には、農業水利、エネルギー、交通運輸、情報産業、原材料、軽工業、ハイテク、都市建設、生態環境、社会事業、外商投資、海外投資という12分野にわたる49項目が含まれている。適用範囲には上海市青浦区、江蘇省蘇州市吳江区、浙江省嘉興市嘉善県を含み、行政面積約2,300平方キロメートルをカバーしている。

外商投資分野における認可事項には以下が含まれる。

- ▶ 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」(「外商投資参入ネガティブリスト」)にある総投資(増資を含む)が3億米ドル以上の投資禁止分野以外のプロジェクトは、国家発展改革委員会が認可する。
- ▶ 「外商投資参入ネガティブリスト」にある総投資(増資を含む)が20億米ドル以上の投資禁止分野以外のプロジェクトは、国家発展改革委員会が認可してから、国务院に届出をする。
- ▶ 「外商投資参入ネガティブリスト」にある総投資(増資を含む)が3億米ドル未満の投資禁止分野以外のプロジェクトは、省レベルの認可機関が認可する。

「認可目録」は2020年9月1日より施行される。

「認可目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://fgw.sh.gov.cn/gfxwj/20201010/547c4d642cf64fa98a9ab4b98001822f.html>

「全体方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/19/content\\_5453512.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/19/content_5453512.htm)

「外商投資参入ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624\\_1231938.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231938.html)

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

### ▶ 北京

**堀尾 成宏**  
監査  
+86 10 5815 4050  
naruhiro.horio@cn.ey.com

**西本 靖司**

監査  
+86 135 2029 7030  
Yasushi.Nishimoto@cn.ey.com

**上村 希世子**

税務・移転価格  
+86 10 5815 2289  
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

### ▶ 大連

**秋山 大輔**  
監査  
+86 411 8252 8999  
daisuke.akiyama@cn.ey.com

### ▶ 上海

**高橋 臣一**  
監査  
+86 21 2228 2740  
shinichi.takahashi@cn.ey.com

**西澤 礼**

監査  
+86 21 2228 9579  
rei.nishizawa1@cn.ey.com

**佐藤 勝俊**

監査  
+86 21 2228 9579  
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com

**星野 友子**

監査  
+86 21 2228 5958  
tomoko.hoshino@cn.ey.com

**山村 亮**

監査  
+86 21 2228 3239  
ryo.yamamura1@cn.ey.com

### 江 海峰

金融  
+86 21 2228 2963  
alex.jiang@cn.ey.com

**北原 遼一**

金融  
+86 21 2228 6769  
ryoichi.kitahara1@cn.ey.com

**三宅 亜紀子**

Forensics  
+86 21 2228 5688  
akiko.a.miyake@cn.ey.com

**坂出 加奈**

税務・移転価格  
+86 21 2228 2289  
kana.sakaide@cn.ey.com

**小島 圭介**

税務  
+86 21 2228 2854  
keisuke.kojima@cn.ey.com

**万家駿**

法務  
+86 21 2228 8374  
jiajun.wan@chenandco.com

**久保田 順一**

TAS  
+86 21 2228 4749  
junichi.kubota@cn.ey.com

### ▶ 広州

**長内 幸浩**

監査  
+86 20 2881 2675  
yukihiro.osanai@cn.ey.com

**梁 哲**

監査  
+86 20 2838 1043  
ye.liang@cn.ey.com

### ▶ 深圳

**小島 慎一**  
監査  
+86 755 2502 5463  
shinichi.kojima1@cn.ey.com

### ▶ 香港

**重富 由香**  
監査  
+852 2629 3907  
yuka.shigetomi@hk.ey.com

**柿本 啓太**

監査  
+852 2846 9005  
keita.kakimoto2@hk.ey.com

**塚原 俊郎**

監査  
+852 3471 2751  
toshio.tsukahara@hk.ey.com

**吉田 薫**

監査  
+852 2629 3909  
kaori.yoshida@hk.ey.com

**徳山 勇樹**

監査  
+852 37585988  
yuki.tokuyama@hk.ey.com

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬 (Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マークツ本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 傑克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@ jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。  
[www.ey.com](http://www.ey.com)。

© 2020 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03011585

ED None.

本配布物は参考とされる事のみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

